I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている(図表1参照)。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第7号及び第8号)。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている(「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。) I -4- キ)。

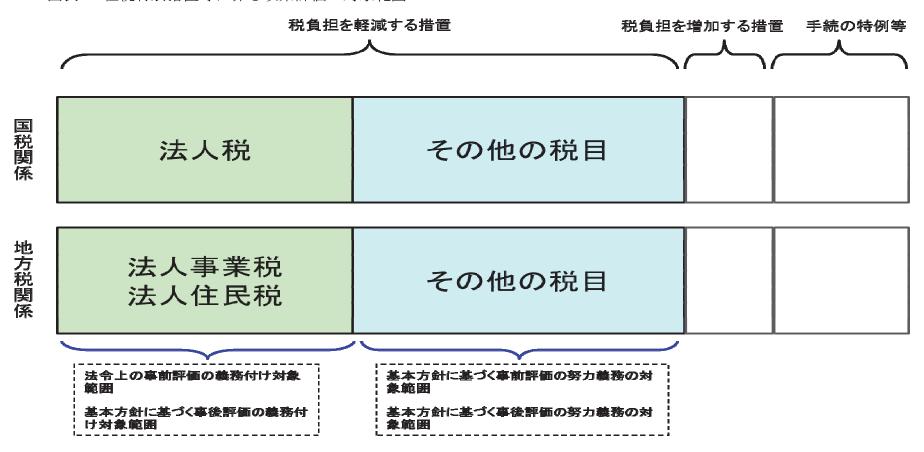
イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画(同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。)に事後評価の対象として明記することとされている(基本方針 I -5-カ)。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている(基本方針 I-5-カ)。
- (2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインⅡ-6 (総務省による客観性担保評価活動) においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

(1) 点検の対象

平成28年度の税制改正要望に際し、27年9月29日までに総務大臣に送付された租税特別措置等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)又は地方税法(昭和25年法律第226号)以外の法律により規定されるものを含む。)に係る評価書(共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。)は、12行政機関で計105件あり、これらを点検の対象とした(図表2参照)。

図表2 点検実施件数

行政機関名			事後				
	新設	拡充	延長	拡充・ 延長等	計	評価	合計
内閣府	4	1	3	0	8	0	8
国家公安委員会・警察庁	1	0	0	0	1	0	1
金融庁	1	2	1	1	5	4	9
復興庁	0	0	2	0	2	0	2
総務省	0	0	1	1	2	0	2
文部科学省	1	0	0	0	1	0	1
厚生労働省	4	0	4	0	8	4	12
農林水産省	0	1	1	0	2	14	16
経済産業省	4	1	12	5	22	9	31
国土交通省	0	3	2	0	5	13	18
環境省	0	0	1	0	1	3	4
防衛省	1	0	0	0	1	0	1
合 計	16	8	27	7	58	47	105

⁽注) 「拡充・延長等」の区分は、1件の評価書において拡充及び延長要望等が含まれているものである。

このうち、義務付け対象となっている法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る評価書は83件、義務付け対象外となっている評価書は22件であった(図表3参照)。

図表3 点検実施件数(義務付け対象又は対象外の別)

	事前評価				事後評価		合計			
行政機関名	義務付け 対象	義務付け 対象外	計	義務付け 対象	義務付け 対象外	計	義務付け 対象	義務付け 対象外	計	
内閣府	8	0	8	0	0	0	8	0	8	
国家公安委員会・警察庁	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
金融庁	4	1	5	4	0	4	8	1	9	
復興庁	2	0	2	0	0	0	2	0	2	
総務省	2	0	2	0	0	0	2	0	2	
文部科学省	0	1	1	0	0	0	0	1	1	
厚生労働省	7	1	8	4	0	4	11	1	12	
農林水産省	2	0	2	14	0	14	16	0	16	
経済産業省	10	12	22	6	3	9	16	15	31	
国土交通省	4	1	5	10	3	13	14	4	18	
環境省	1	0	1	3	0	3	4	0	4	
防衛省	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
合 計	42	16	58	41	6	47	83	22	105	

(2) 点検の観点

平成27年度は、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置いて点検項目(図表4参照)を設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、「有効性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明の内容が不十分な項目について課題を指摘した。また、平成27年度は、評価書の質の向上を図るため、効果・達成目標の実現状況について、算定根拠が明らかにされているかを点検の観点に追加した。

(3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不明確な点については、平成27年9月16日までに各行政機関から示された補足説明を踏まえて点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、税制改正作業への有用な情報提供、国民への説明責任の向上のため、「点検過程で新たに示された補足説明」として点検結果に添付した。

(4) 点検結果

評価書105件の点検結果は、図表5のとおりである。評価書105件のうち、当初から分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は12件(11.4%)、各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は20件(19.0%)であった。また、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書の割合の推移は、平成25年度14.1%、26年度16.1%、27年度19.0%と年々高くなってきており、租税特別措置等に係る政策評価の回数を重ねるにつれて、評価書に記載される内容は充実している(平成27年度から、共同要望に係る事前評価のうち、共管省庁のものを点検の対象外としたため、他年度も同評価を除いた割合を記載している。)。

それぞれの点検項目に着目すると、各行政機関からの補足説明を踏まえてもなお分析・説明に不十分な点が残るものは、「達成目標」44件、「適用数・減収額等」61件、「効果・達成目標の実現状況」75件となっており、特に「効果・達成目標の実現状況」について、多くの評価書において分析・説明の内容に不十分な点があった。また、過去の適用数等を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いておらず、その理由も明らかにされていない評価書は9件であった。

図表4 点検項目

上 松 百 口	事前	事後	
点検項目	新設	拡充・延長	評価
租税特別措置等の有効性			
①達成目標が設定されているか。	\circ	0	0
②過去の適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	_	0	0
③過去の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	_	0	0
④将来の適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	\circ	0	_
⑤過去の減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	_	0	0
⑥将来の減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	0	0	_
⑦過去の租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。	_	0	0
⑧将来の租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。	\circ	0	_
⑨過去の税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	_	0	0
⑩将来の税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	0	0	_

⁽注) 事前評価 (新設)、事前評価 (拡充・延長)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(補足説明を踏まえたもの)

行政機関名	分析・説明の内 容が一定水準に 達しているもの			説明の内 十分なも	うち 達成目標		うち 適用数・減収 額等		うち 効果・達成目 標の実現状況		合 計
内閣府	1	(0)	7	(8)	2	(2)	7	(8)	7	(8)	8
国家公安委員会•警察庁	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	1
金融庁	0	(0)	9	(9)	8	(9)	7	(7)	7	(7)	9
復興庁	0	(0)	2	(2)	1	(1)	1	(1)	2	(2)	2
総務省	1	(0)	1	(2)	0	(1)	1	(2)	1	(2)	2
文部科学省	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1
厚生労働省	0	(0)	12	(12)	8	(10)	11	(12)	12	(12)	12
農林水産省	11	(9)	5	(7)	1	(1)	2	(5)	5	(7)	16
経済産業省	0	(0)	31	(31)	15	(20)	20	(28)	26	(28)	31
国土交通省	6	(2)	12	(16)	5	(10)	7	(8)	10	(10)	18
環境省	0	(0)	4	(4)	4	(4)	3	(4)	4	(4)	4
防衛省	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1
合 計	20	(12)	85	(93)	44	(58)	61	(77)	75	(81)	105

⁽注)1 ()内は、当初の評価書に対する点検結果

² 要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない評価書については、「分析・説明の内容が不十分なもの」に分類

^{3 「}分析・説明の内容が不十分なもの」について、「達成目標」、「適用数・減収額等」又は「効果・達成目標の実現状況」に重複して該当する場合は、それ ぞれに計上したため、これらの合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」の件数に一致しない。

また、分析・説明の内容が不十分な例としては、以下のものがみられた。

- ア 達成目標が定量的に示されていない延長要望に係る評価書(12件)
 - <内閣06>国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長
 - <内閣07>国際戦略総合特区における所得控除制度の延長
 - <金融04>事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
 - <復興01>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長
 - <厚労04>雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長
 - <厚労06>交際費課税の特例措置の延長
 - <厚労07>公害防止用設備に係る特例措置の延長
 - <農水01>特定農産加工品生産設備の特別償却制度(特定農産加工業経営改善臨時措置法)
 - <経産08>独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長
 - <経産10>株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減
 - <経産11>交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長
 - <環境01>特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長
- これらの租税特別措置等の延長要望については、達成目標が不明確であり、事後において達成目標の実現状況を検証することが困難であることから、その必要性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。
- イ 適用数の実績が前回評価時の見込みの5割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分な評価書 (6件)
 - <内閣07>国際戦略総合特区における所得控除制度の延長
 - <金融04>事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
 - <農水01>特定農産加工品生産設備の特別償却制度(特定農産加工業経営改善臨時措置法)
 - <経産09>中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置
 - <経産13>産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長
 - <経産15>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長(グリーン投資減税)

適用数の実績が想定外に少ない租税特別措置等は、必要性や将来見込みの検証を徹底する必要があることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

- ウ 上位10社の適用額合計の割合が8割超であり、適用額が想定外に特定の者に偏っていることについて、説明が不十分な評価書(2件)
 - <内閣06>国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長
 - <厚労05>障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

租税特別措置等は税負担の公平の原則の例外であることから、これらの租税特別措置等については、想定外に一部の法人の みが恩恵を受けていないか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

- エ 昭和20年代に創設され、長期間にわたって措置されてきたにもかかわらず、租税特別措置等の直接的な効果について、分析が不十分な事後評価書(5件)
 - <厚労09>社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続
 - <厚労10>医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続
 - <厚労11>保険会社等の異常危険準備金(消費生活協同組合等)
 - <農水04>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(十地改良事業)
 - <経産25>中小企業等の貸倒引当金の特例

実施期間が長期にわたる租税特別措置等は、特に厳格な効果の検証が必要であることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

(5) 今後の課題

今後の税制改正作業において、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書については、更なる検証が必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書についても、必要に応じて更なる分析・説明が期待される。また、現時点において租税特別措置等の直接的な効果を把握することが困難で、事後検証の方法をあらかじめ明らかにしている評価書については、次回評価時に当該方法によりその効果を分析することが求められる。

本年度の点検の結果、「有効性」について、いまだ多くの評価書に課題が残ることを踏まえ、来年度以降も「有効性」に重点

を置いて点検するとともに、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実に資するため、各行政機関における評価の効果的かつ効率的な実施を図る方策を検討していく必要がある。